（法第七条第一項ただし書の政令で定める期間）

第十二条　法第七条第一項ただし書の政令で定める期間は、一年とする。

（行政文書ファイル管理簿の閲覧場所の公表）

第十三条　行政機関の長は、法第七条第二項の事務所の場所について、官報で公示しなければならない。公示した事務所の場所を変更したときも、同様とする。

（行政文書管理規則の記載事項）

第十四条　法第十条第二項第七号の政令で定める事項は、行政文書に関する次に掲げる事項とする。

一　管理体制の整備に関する事項

二　点検に関する事項

三　監査に関する事項

四　職員の研修に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、行政文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

（法人文書ファイル管理簿の記載事項等）

第十五条　法第十一条第二項の規定により法人文書ファイル管理簿に記載しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一　分類

二　名称

三　保存期間

四　保存期間の満了する日

五　保存期間が満了したときの措置

六　保存場所

七　法人文書を作成し、又は取得した日（法第十一条第二項の規定に基づき法人文書を一の集合物にまとめた場合にあっては、当該集合物に法人文書をまとめた日のうち最も早い日）の属する年度その他これに準ずる期間

八　前号の日における文書管理者（法人文書ファイル等を現に管理すべき者として独立行政法人等が定める者をいう。第十一号において同じ。）

九　保存期間の起算日

十　媒体の種別

十一　法人文書ファイル等に係る文書管理者

2　独立行政法人等は、法人文書ファイル管理簿を磁気ディスクをもって調製しなければならない。

（法第十一条第二項ただし書の政令で定める期間）

第十六条　法第十一条第二項ただし書の政令で定める期間は、一年とする。

（法人文書ファイル管理簿の閲覧場所の公表）

第十七条　独立行政法人等は、法第十一条第三項の事務所の場所について、官報で公示しなければならない。公示した事務所の場所を変更したときも、同様とする。

（法人文書ファイル等の移管）

第十八条　法第十一条第四項の移管は、国立公文書館の設置する公文書館への移管とする。ただし、第二条第一項第三号の指定を受けた施設を設置した独立行政法人等にあっては、当該施設への移管とする。

（目録の作成及び公表）

第十九条　法第十五条第四項の必要な事項は、次に掲げる事項（法第十六条第一項第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報に該当するものを除く。）とする。

一　分類

二　名称

三　移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名

四　移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期

五　保存場所

六　媒体の種別

2　国立公文書館等の長は、法第十五条第四項の目録について、当該国立公文書館等に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

（本人であることを示す書類）

第二十条　法第十七条の利用請求をする者は、国立公文書館等の長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一　利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二　前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため国立公文書館等の長が適当と認める書類

2　利用等規則（法第二十七条第一項に規定する利用等規則をいう。第二十四条及び第二十五条において同じ。）に定める書類を国立公文書館等の長に送付して法第十七条の利用請求をする場合には、当該利用請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写し、外国人登録原票の写しその他の国立公文書館等の長が適当と認める書類（利用請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を国立公文書館等の長に提出すれば足りる。

（法第十八条第一項の政令で定める事項）

第二十一条　法第十八条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　利用請求の年月日

二　利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容

三　意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（法第十八条第二項の政令で定める事項）

第二十二条　法第十八条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　利用請求の年月日

二　利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由

三　利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容

四　意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（法第十八条第三項の政令で定める事項）

第二十三条　法第十八条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　利用請求の年月日

二　利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由

三　利用請求に係る特定歴史公文書等に付されている法第八条第三項の規定による意見の内容

四　意見書を提出する場合の提出先及び提出期限